

## 1.昇降機等種別検査結果表の考え方と対応について

### 1. 検査項目について

エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機、遊戯施設等について建築基準法施行規則に則り、国土交通省告示第283号及び第284号に基づき特定行政庁へ報告すべき検査項目である。

- \* 平成20年国土交通省告示**第283号**；**昇降機**の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法並びに結果の判定基準並びに検査結果表を定める件
- \* 平成20年国土交通省告示**第284号**；**遊戯施設**の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法並びに結果の判定基準並びに検査結果表を定める件

### 2. 「指摘なし」、「要重点点検」と「要是正」について

「指摘なし」	「要重点点検」	「要是正」
良 好	次回の点検までに「要是正」に至る恐れが高い状態をいう。 (日常の保守点検において重点的に点検し、「要是正」の状態になった時点で速やかに改善すべき状態)	修理や部品の交換等により改善することが必要な状態をいう。
* 報告書の特記事項欄に記載すること。	* 検査結果表の特記事項欄に記載し、所有者・管理者へ報告する。	

### 3. 「既存不適格」について

建築基準法は、建築物（又は昇降機等）が建築確認された時点の法令に基づいて建築した建築物（既存建築物）は、その後定められた法令の規定が及ばない。（A-4ページ）  
 これが「既存不適格」であり、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものである。

### 4. 「既存不適格」の判定とチェックボックスの記入方法について (C-4ページ)

検査報告書（第二面）【6. 検査の状況】、【イ. 指摘の内容】欄の記入については、検査の結果、是正が必要と判断された項目があるときは、「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを記入するが、1台のエレベーター（又は遊戯施設）で、「要是正あり」が複数ある場合、その全てが建築基準法第3条第2項の適用を受けている場合に限り、「既存不適格」のチェックボックスにレマークを記入する。

1箇所でも適用を受けていない箇所がある場合は、「要是正の指摘あり」のチェックマークを記入する。その場合「既存不適格」はマークしない。

\* 建築基準法第3条第2項……………A-4

\* 昇降機の耐震対策及び安全対策一覧表……………B-25、26

以 上